2024年度 財務専門官 専門記述 講評&解答例

上三 東京リーガルマインド



KL23781

1. 憲 法

問題

選挙及び投票の諸原則として、「普通選挙」、「平等選挙」、「自由選挙(任意投票)」、「直接選挙」、「秘密投票」が挙げられる。

- (1) これら五つの原則について、それぞれの内容を説明しなさい。
- (2) 「平等選挙」について、判例も踏まえつつ、憲法上の問題について述べなさい。

論点

- 1 五つの原則の内容
- 2 「平等選挙」
- (1) 投票価値 (一票の重み) の平等
- (2) 議員定数不均衡の合憲性
- (3) 不可分論
- (4) 事情判決の法理

解答例

1 設問(1)

選挙権は、参政権の中でも重要な権利である。選挙は、代表民主制(憲法前文、43条1項。以下、 法令名は省略)の下で、国民がその意思を政治に反映させる数少ない機会の1つであるので、選挙 権は国民主権に直結する重要な権利とみるべきだからである。

- ア 普通選挙とは、財産・教育・性別などによって制限を設けず、一定の年齢に達した者に平等に 選挙権を認める制度をいう。15条3項は、成年者による普通選挙を保障している。
- イ 平等選挙とは、各選挙人の選挙権の価値が平等である制度をいう。かつて、一人一票の原則を 意味していたが、現在では、投票価値の平等(各投票が選挙の結果に及ぼす影響力においても平 等)も含むと解されている(後述)。
- ウ 自由選挙 (任意投票) とは、投票するか否かが選挙人個人の意思に委ねられている制度をいう。 したがって、棄権しても公民権の停止等の不利益を受けることはない。
- エ 直接選挙とは、選挙人が直接に代表者を選出する選挙制度をいう。93条2項は、地方政治において、直接選挙制を採用することを規定している。
- オ 秘密投票とは、無記名で選挙人がだれに投票したかを秘密にする投票方法をいう。主として、 社会的弱者の自由な投票を確保するための制度である。15 条 4 項前段は、「すべて選挙における

頒布・複写を禁じます

投票の秘密は、これを侵してはならない」と規定し、秘密投票を保障している。

2 設問(2)

ア 投票価値の平等

前述したとおり、平等選挙とは、各選挙人の選挙権の価値が平等である制度をいう。法の下の平等(14条1項)は、選挙権に関しては、国民はすべての政治的価値において平等であるべきとする徹底した平等化を志向するものであり、一人一票の原則のみならず、各投票が選挙の結果に及ぼす影響力においても平等であるという投票価値の平等をも要求すると考えるべきである。

イ 議員定数不均衡の合憲性

主として国政選挙においては、各選挙区の議員定数配分に不均衡が生じ、有権者との比率 の点において投票価値の不平等が生じうるが、これは法の下の平等(14条1項)に反しない か。議員定数不均衡の合憲性が問題となる。

この点、投票価値の平等は、各投票が選挙の結果に及ぼす影響力が数字的に完全に同一であることまでも要求するものではないというべきである。投票価値は、選挙制度の仕組みと密接に関連し、その仕組みいかんにより結果的に投票の影響力に何らかの差異が生ずることを免れないし、また、人口の変動は絶えず生じるため、選挙区における人口数と議員定数との比率も絶えず変動するからである。

そこで、投票価値の不平等が、一般的に合理性を有するものとはとうてい考えられない程度に至っており、人口の変動の状態を考慮しても合理的期間内にその不平等の是正が行われなかったときにはじめて違憲になると考える。

ウ 不可分論

公職選挙法上、選挙区割および議員定数の配分は、相互に有機的に関連し、不可分一体をなすと考えられるため、定数配分規定は、単に憲法に違反する不平等を招来している部分のみでなく、全体として違憲となる。

エ 選挙の効力

本来、議員定数配分規定が違憲であれば、これに基づく選挙も無効であることになる。しかし、選挙を無効とした場合、これによって憲法に適合する状態が直ちにもたらされるわけではなく、かえって選挙により選出された議員がすべて当初から議員としての資格を有しなかったこととなり、すでに議員によって成立した法律等の効力にも問題が生じ、また、今後における議員の活動が不可能となり、当該規定を憲法に適合するように改正することさえもできなくなるという結果をもたらす。

このような事情を考慮すると、事情判決の法理(行政事件訴訟法 31 条)に従い、選挙自体は無効としないとすべきである。 (約1,520字)

以上

講評

難易度: B [標準]

本問は、近代選挙の5原則と、平等選挙における憲法上の論点を聞いている。これらの内容はどの 基本書でも記述されているため、知識吐き出し型の問題といえるが、書く項目が多いため、簡潔かつ 正確に書くことが肝要である。

設問(1)の5つの原則については簡潔に説明することに尽きる。解答時間の制約上、解答例では述べていないが、それぞれの原則の対立概念(制限選挙や複数選挙など)を述べると、好印象を与えることができると思われる。

設問(2)では、①憲法は投票価値の平等をも要求するか、②投票価値の不平等(議員定数不均衡)が平等原則違反となる場合、③違憲とされる射程(不可分論)、④違憲とされた場合の選挙の効力、これらに言及することがポイントとなる。解答例では、衆議院議員定数不均衡訴訟(最大判昭 51.4.14)に倣い、選挙権平等の要求に反する状態の確認→合理的期間経過→違憲判断→選挙区割・議員定数の配分につき不可分論の採用→事情判決の法理の流れで論述した。

2. 民 法

問題

次の事例を読み、設問に答えなさい。

「事例

会社員であるAは、配偶者である専業主婦のBと、二人の間の唯一の子であり、幼稚園児のCとの三人で、都内アパートの一室(以下「A宅」という。)を借り、生活をしていた。

Aは、仕事に熱心であり残業も多いが、年収は約400万円である。Bは、多忙なAと病気がちなCの健康のため、高級自然派食品に凝り始めた。Bは、Aに対してそのような食品を購入していることは言っていなかったが、Aは、「この野菜、おいしいね。」と述べるなど、好意的な反応をしていた。

ある日、Bが実家に帰省中に、AがA宅で休んでいると、株式会社D(以下「D社」という。)の従業員Eが、有機野菜3箱(代金1万円。以下「本件野菜」という。)及び幼児向け食育番組DVD10枚セット(代金50万円、一括払い。以下「本件DVD」という。)をA宅に配達し、代金51万円の支払を求めた。

有機野菜は、Bが半年前から毎月D社から購入しているもので、本件DVDは、Eの強い勧めで、 Bが、「家計は苦しいけれど、CのためならAも理解してくれると思う。」と言ってAに無断で購入したものである。Bは、本件野菜と本件DVDをA名義で購入していた。

Aは、Bが勝手に注文したものであるとして、代金51万円の支払を拒絶した。

「設問」

D社は、Aに対し、本件野菜及び本件DVDそれぞれの代金を請求することができるか。ただし、 解答に際しては民法上の問題点についてのみ論じればよく、民法典以外の法律の問題点を論じる必要 はない。

論点

- 1 日常家事債務の連帯責任(民法 761条)の根拠
- 2 日常家事(民法761条)の範囲
- 3 日常家事代理権(民法 761条)と表見代理(民法 110条)

解答例

1 Bは、Aに無断で、本件野菜および本件DVDをD社からA名義で購入しているので、当該購入 の効果はAに帰属せず、D社は、Aに対し、本件野菜および本件DVDそれぞれの代金を請求する ことができないのが原則である。

しかし、AとBは夫婦であるから、夫婦の一方が「日常の家事」に関して第三者と法律行為をしたときは、他の一方は、これによって生じた債務(日常家事債務)について、連帯して責任を負うと規定する民法761条の適用の有無が問題となる。

同条は、文言上明らかではないが、日常家事債務の連帯責任という効果が生じる前提として、夫婦は相互に「日常の家事」に関する法律行為の代理権を有することをも規定しているものと解される(判例)。

- 2 それでは、本件野菜および本件DVDの購入は、「日常の家事」に関する法律行為に該当するか。
 - (1) 「日常の家事」に関する法律行為とは、夫婦が共同生活を営む上で通常必要な法律行為をいい、 その具体的な範囲は、個々の夫婦の社会的地位・職業・資産・収入等や、その夫婦の共同生活の 存する地域社会の慣習によって異なる。他方、同条が夫婦の一方と取引関係に立つ第三者の保護 を目的とする規定であることから、単に夫婦の共同生活の内部的な事情やその行為の個別的な目 的のみを重視して判断すべきではなく、さらに客観的に、その法律行為の種類・性質等をも充分 に考慮して判断すべきである(判例)。
 - (2) 本件野菜の代金1万円は、年収約400万円のAB夫婦にとって少額とはいえない。しかし、本件野菜は、多忙なAと病気がちなCの健康のためにBが半年前から毎月購入しているものであり、Aに無断ではあるが、Aも好意的な反応をしている。したがって、本件野菜の購入は、「日常の家事」に関する法律行為に該当する。
 - (3) これに対して、本件DVDの代金50万円は、幼児向け教材としては明らかに高額であり、一括 払いでの購入は、年収約400万円のAB夫婦にとって負担が大きい。また、本件DVDについて、 BがAも理解してくれると思い込んでいるだけで、Aが好意的な反応をしているわけではない。 したがって、本件DVDの購入は、「日常の家事」に関する法律行為に該当しない。
- 3 それでは、Bの日常家事代理権の範囲外の行為である本件DVDの購入について、その相手方D は、当該代理権を基本代理権として、民法110条の表見代理の成立を主張することができるか。
 - (1) 民法 110 条には、基本代理権を任意代理権に限定する文言はないから、日常家事代理権のような法定代理権も基本代理権となりうると解する。
 - (2) しかし、夫婦間の日常家事代理権を基本代理権として広く一般的に民法110条の表見代理の成立を肯定することは、夫婦の財産的独立を損なうおそれがあって、相当でない。そこで、当該越権行為の相手方である第三者において、その行為が当該夫婦の日常の家事に関する法律行為の範囲内に属すると信ずるにつき「正当な理由」のあるときに限り、民法110条の趣旨を類推適用して、その第三者の保護を図るべきである(判例)。
 - (3) Bは、「家計は苦しいけれど、CのためならAも理解してくれると思う。」と言ってAに無断で本件DVDをD社の従業員Eから購入している。そうすると、本件DVDの購入が、AB夫婦の家計にとって苦しいものであることも、Aに無断であることも、D社の従業員Eは知っていたこ

頒布・複写を禁じます

とになる。したがって、本件DVDの購入がAB夫婦の日常の家事に関する法律行為の範囲内に 属すると信ずるについての「正当な理由」は認められず、民法110条の趣旨を類推適用すること はできない。

3 以上より、D社は、Aに対し、①本件野菜の代金1万円を請求することはできるが、②本件DV Dの代金50万円を請求することはできない。(約1,530字)

以上

講評

難易度: B [標準]

本年度は、最近の過去問と同様、通常の事例形式の問題である。

本問では、夫婦の一方が「日常の家事」に関して第三者とした法律行為によって生じた債務について、他方も連帯して責任を負うことを定めた民法761条の適用の有無が問題となることは、多くの受験生が気付いただろう。そして、その問題に関する重要判例である最判昭44.12.18(百選Ⅲ9事件)は、民法の専門択一式問題としてよく出題されているので、その判例を思い出せれば、ある程度の答案は書けるだろう。

しかし、公務員試験の民法の専門記述式問題は、財産法(総則・物権・債権)からの出題がほとんどであり、家族法(親族・相続)からの出題はほとんど見当たらない。そのため、上記判例が示した判断基準や規範について、解答例のように正確に書くことは難しいかもしれない。もっとも、本問の問題文には、さまざまな事情が書かれている。これらの事情を丁寧に指摘してあてはめをすることができれば、判例の説明が多少不正確であっても、高評価が得られると思われる。

3. 経済学

問題

課税に関する次の問いに答えなさい。ただし、納税義務者は生産者であるとする。

- (1) 従量税と従価税について、それぞれどのような賦課の方式か、式を用いて説明しなさい。ただし、 消費者が支払う価格を P^D 、生産者が受け取る価格を P^S 、税率をtとする。
- (2) ある財の市場の需要曲線と供給曲線はそれぞれ以下のように与えられる。

$$d = 550 - 2 p$$
$$s = 3 p$$

(d:需要量、s:供給量、p:価格)

また、この財には1単位当たり50の税が賦課されるとする。 このときの死荷重とその値について、図を用いて説明しなさい。

- (3) 以下の場合における課税による負担について、それぞれ図を用いて説明しなさい。ただし、いずれの場合も需要曲線は右下がりであるとする。
 - ① 供給の価格弾力性がゼロであるとき
 - ② 供給の価格弾力性が無限大であるとき

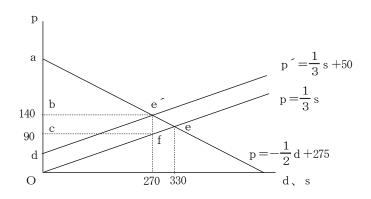
論点

- 1 従量税と従価税の賦課の方式
- 2 図を用いた死荷重の説明とその値の計算
- 3 供給の価格弾力性がゼロ、無限大のときの課税による負担

解答例

- (1) 従量税は、財1単位当たり対して課税される税であり、その税額を t とすると、生産者は、財1単位につき t だけ価格に上乗せすることになる。このとき消費者は、課税により上昇した価格を支払う必要があるので、消費者が支払う価格は $P^D=P^S+t$ となる。一方、従価税は、価格を基準として課される税であり、税率 t のときには、生産者は価格に t P^S だけの税額を上乗せする。よって、課税後の生産者が受け取る価格は、 P^S+t $P^S=(1+t)$ P^S となり、消費者が支払う価格が $P^D=(1+t)$ P^S となる。
- (2) 死荷重とは、余剰の減少分であり、課税前の総余剰と課税後の総余剰を比較することによって求めることができる。まず、問題文で与えられた需要曲線、供給曲線をそれぞれ、 $p=-\frac{1}{2}d+275$ 、

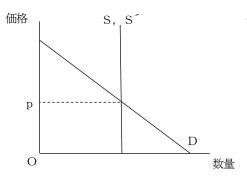
 $p=\frac{1}{3}$ s と変形して、以下のようにグラフを描く。税が賦課されなければ、この財の市場は需要曲線、供給曲線の交点 e で均衡し、総余剰は \triangle a e O となる。ここで、生産者に対して財 1 単位当たり 50 の従量税が課されるので、課税後の生産者が受け取る価格を p´とすると、p´= p+50 = $\frac{1}{3}$ s +50 となる。このときの均衡価格と均衡取引量は、 $p=-\frac{1}{2}$ d +275、 $p´=\frac{1}{3}$ s +50 について、p´=p、d=sとして連立することによって求めることができ、図の e´の均衡価格 140、均衡取引量 270 となる。このとき、課税前と比べて価格が上昇して取引量は減少し、消費者余剰は \triangle a e´b、生産者余剰は \triangle c f O となり、課税による政府の税収 \square b e´f cを加えて、総余剰は \square a e´f O となる。これを課税前の総余剰 \triangle a e O と比べると余剰の減少分である死荷重が \triangle e f e´となることがわかり、その大きさは、課税後の均衡取引量における税抜き価格 90 と課税前の均衡取引量 330 を用いて(140-90)×(330-270)× $\frac{1}{2}$ =1500 と計算できる。

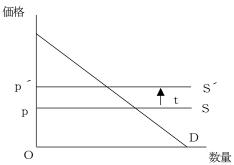


(3) 縦軸に財価格、横軸に財数量をとったグラフにおいて、①供給の価格弾力性がゼロのときには、供給曲線が垂直となり、②供給の価格弾力性が無限大のときには、供給曲線が水平となる。以上を踏まえて、需要曲線をD、課税前の供給曲線をS、課税後の供給曲線をS´として①、②の状況を図示すると以下のようになる。なお、小間(3)では、課税が従量税が従価税かの指定はないが、いずれの場合においても結論に変化はないので、以下、財1単位当たりtの従量税が課されたと想定する。①供給の価格弾力性がゼロのときには、財1単位当たりtの従量税が課されても、均衡価格はpのまま変化しない。この均衡価格pは消費者が支払う価格でもあるので、課税による消費者の負担はゼロとなり、課税分をすべて生産者が負担することになる。一方、②供給の価格弾力性が無限大のときには、財1単位当たりtの従量税が課されると、tだけ供給曲線が上方に移動し、生産者が受け取る価格がtだけ上昇し、課税後の均衡価格は、p´=p+tとなり、消費者が支払う金額が課税前を比べてtだけ上昇し、課税分をすべて消費者が負担することになる。なお、このときには、生産者の負担はゼロとなっている。

①供給の価格弾力性がゼロのとき

②供給の価格弾力性が無限大のとき





(約1240字)

以 上

講評

難易度: B [標準]

小問(3)については、財政学で学習する範囲であるが、すべて、択一試験対策ができていれば十分 対応可能であり、文字数はやや多くなるものの比較的、解答し易いと考えられる。

4. 財政学

問題

公的年金制度に関する次の問いに答えなさい。

(1) 年金制度の財政方式は、「賦課方式」と「積立方式」の大きく二つに分けられる。それぞれの特徴を以下の用語を用いて説明しなさい。

インフレ、世代間格差

- (2) 少子高齢化によりGDPが低下する社会を考える。少子高齢化が「賦課方式」と「積立方式」 それぞれに与える影響を説明しなさい。
- (3) 日本の公的年金制度の財政方式について説明しなさい。

論点

- 1 賦課方式と積立方式の特徴
- 2 少子高齢化が賦課方式と積立方式に与える影響
- 3 日本の公的年金制度の財政方式

解答例

- (1) ①「賦課方式」とは、各年度の年金給付額をその年度の保険料収入によって賄う方式である。勤労世代から退職世代への世代間の所得移転が行われることから、人口増加率の変動リスクに弱く、世代間格差が生じるという短所を持つ。一方、各年度の給付がその年度の納付で賄われることから、インフレのリスクに強いという長所を持つ。
 - ②「積立方式」とは、加入者が拠出した保険料を積み立て、その積立金に運用収入を加えた額を 年金として給付する方式である。短命であった人から長命の人へ世代内の所得移転は行われるが、 世代ごとで年金の財政収支は均衡しており、世代間格差は生じないという長所を持つ。一方で、給 付に運用収益を用いることから、インフレのリスクに弱いという短所を持つ。
- (2) ①「賦課方式」では、少子高齢化による人口成長率の低下が保険料の引き上げにつながるという 短所を持つ。給付額は勤労世代の総所得の伸び率に比例するため、GDPが低下し賃金成長率が低 下することも年金財政に悪影響を与えることになる。利子率<GDP成長率+人口成長率であるな らば、賦課方式の方が望ましい。

②積立方式では、人口成長率の変動リスクに強く、少子高齢化による人口要因は保険料に影響を与えないため、各世代が年金の負担・給付に関して影響を受けないという長所がある。給付額は利子率に比例するので、利子率>GDP成長率+人口成長率であるならば、積立方式の方が望ましい。

(3) 我が国の公的年金制度は、発足時には積立方式での運営が想定されていた。現在は、当年度の保険料のほとんどを当年度の年金給付に充てており、修正賦課方式といわれることが多い。国民年金から給付される基礎年金は、ある年の給付をその年の保険料と税とで調達する完全な賦課方式である。また被用者が加入する厚生年金は積立金を持つが、毎年の報酬比例年金は基本的に現役の保険料で賄われており、基礎年金と同様に賦課方式である。

(約800字)

以上

講評

難易度: B [標準]

2020年に引き続き年金に関する問題であった。(1)、(2)は賦課方式と積立方式の内容と長所・短所を対比してまとめていけばよいので、何とか記述できたのではないか。(3)は修正賦課方式について説明できていれば合格点となるであろう。

5. 会計学

問題

棚卸資産に関する次の問いに答えなさい。

- (1) 棚卸資産の定義及び範囲について説明しなさい。
- (2) 棚卸資産の期末評価について答えなさい。
 - ① 通常の販売目的で保有する棚卸資産の期末における評価とそれにかかる損益の表示について、 継続記録法が採用されていることを前提に、数量と金額の観点からそれぞれ説明しなさい。
 - ② トレーディング目的で保有する棚卸資産の期末における評価とそれにかかる損益の表示について説明しなさい。

論点

- 1 棚卸資産の定義・範囲
- 2 販売目的で保有する棚卸資産の期末評価
- 3 トレーディング目的で保有する棚卸資産の期末評価

解答例

- (1) 棚卸資産は、商品、製品、半製品、原材料、仕掛品等の資産であり、企業がその営業目的を達成するために所有し、かつ、売却を予定する資産のほか、売却を予定しない資産であっても、販売活動及び一般管理活動において短期間に消費される事務用消耗品等も含まれる。
- (2) ① 棚卸資産については、原則として購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算して取得原価とし、個別法、先入先出法、平均原価法、売価還元法の中から選択した方法を適用して売上原価等の払出原価と期末棚卸資産の価額を算定するものとする。

また、通常の販売目的(販売するための製造目的を含む。)で保有する棚卸資産は、取得原価を もって貸借対照表価額とし、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、 当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とする。この場合において、取得原価と当該正味売却 価額との差額は当期の費用として処理する。

なお、製造業における原材料等のように再調達原価の方が把握しやすく、正味売却価額が当該 再調達原価に歩調を合わせて動くと想定される場合には、継続して適用することを条件として、 再調達原価によることができる。

さらに、以下で損益計算書への表示ついて具体的に説明する。

通常の販売目的で保有する棚卸資産について、収益性の低下による簿価切下額は売上原価とす

るが、棚卸資産の製造に関連し不可避的に発生すると認められるときには製造原価として処理する。また、収益性の低下に基づく簿価切下額が、臨時の事象に起因し、かつ、多額であるときには、特別損失に計上する。ここで臨時の事象とは、例えば、重要な事業部門の廃止や災害損失の発生などの事象をいう。

通常の販売目的で保有する棚卸資産について、収益性の低下による簿価切下額は、注記による 方法又は売上原価等の内訳項目として独立掲記する方法により示さなければならない。ただし、 当該金額の重要性が乏しい場合には、この限りではない。

さらに、棚卸資産の数量に関する棚卸減耗について以下で説明する。

棚卸減耗とは、紛失・盗難・蒸発・目減り等の原因によって生じる棚卸資産の数量的な減少をいう。損益計算書上、棚卸減耗費は原価性を有すると認められる場合には、製造原価や売上原価の内訳項目又は販売費として表示する。他方、原価性を有しないものと認められる場合には営業外費用又は特別損失として表示する。

② トレーディング目的で保有する棚卸資産については、時価をもって貸借対照表価額とし、帳簿 価額との差額(評価差額)は、当期の損益として処理する。トレーディング目的で保有する棚卸 資産に係る損益は、原則として、純額で売上高に表示する。

(約1,100字)

以上

講評

難易度: B [標準]

棚卸資産については、基本論点であり、定義や範囲、期末評価など基本事項は記述できるであろう。ただし、損益計算書への表示など細かい知識が問われており、「棚卸資産の評価に関する会計基準」を正確に暗記していなければならない問題も含まれており、その意味では少々難易度は高いと言える。

上 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2024 TOKYO LEGAL MIND K. K., Printed in Japan 無断複製・無断転載等を禁じます。

KL23781